

改正

平成13年11月6日告示第63号
平成20年3月31日告示第16号の4
平成27年8月26日告示第48号
平成28年3月31日告示第17号
平成29年3月24日告示第27号
平成31年4月12日告示第67号
令和2年4月1日告示第53の4号
令和6年6月6日告示第64号
令和7年3月18日告示第22号

水俣市建設工事低入札価格調査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事について、一般競争入札については地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の10第1項の規定により、指名競争入札については施行令第167条の13の規定により準用する施行令第167条の10第1項に規定する予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる場合の手続き(以下「低入札価格調査」という。)について必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 この要綱による低入札価格調査の対象となる工事(以下「対象工事」という。)は、消費税及び地方消費税相当額を含む予定価格が200万円を超える工事であって、一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に付するものとする。

2 なお、上記前項以外の工事についても、必要があると認められるときは、この要綱に定める手続きに従い、対象工事とすることができる。

(低入札価格調査基準価格の設定)

第3条 低入札価格調査を実施する基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)は、原則として、予定価格算定の基礎となった次の各号に掲げる額の合計額とする。ただし、調査基準価格が、予定価格(消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。)の100分の92を超える場合には予定価格に100分の92を乗じて得た額とし、調査基準価格が予定価格の100分の75未満に満たない場合は予定価格に100分の75を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に100分の68を乗じて得た額

2 工事等の性質上、前項の規定によりがたい場合の調査基準価格は、契約ごとに100分の75から100分の92までの範囲内で契約担当者(水俣市契約事務規則(令和2年規則第12号)第2条第4号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。)が定める割合を予定価格に乘じて得た額とする。

3 前2項の額に小数点以下の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(調査手続の開始)

第4条 入札の結果、調査基準価格未満の価格で入札が行われた場合には、入札執行者は、入札者に対して、落札者の決定を保留する旨を宣言し、施行令第167条の10第1項又は施行令第167条の13の規定により準用する施行令第167条の10第1項の規定

に基づき落札者の決定をするための調査を行い、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

（低入札価格調査の審議）

第5条 低入札価格調査の審議は、水俣市工事指名等審査会設置規程（昭和61年規程第2号）第1条に規定する水俣市工事指名等審査会（以下「審査会」という。）において行うものとする。

（調査及び検討）

第6条 総務企画部財政課（以下「財政課」という。）及び関係各課等は、調査基準価格未滿の価格の入札を行った者があった場合には、当該者から、工事費内訳書を徴取することとする。

2 財政課及び関係各課等は、調査基準価格未滿の入札で入札を行った者により契約の内容に適合しないおそれがあると認められるか否かについて、次の内容により調査及び検討を行い、審査会へ報告するものとする。

3 事情聴取を行う事項

- （1） 当該価格により入札した理由
- （2） 契約対象工事近隣における手持工事の状況
- （3） 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- （4） 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連
- （5） 手持資材の状況
- （6） 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- （7） 手持機械数の状況
- （8） 労務者の具体的供給見通し
- （9） 過去に施工した市工事
- （10） 経営内容
- （11） その他必要な事項

4 調査を行う事項

- （1） 工事費内訳書の内容（必要に応じ詳細な工事費内訳書を徴取する。）
- （2） 前項第9号の市工事に係る工事成績及び工事現場立ち入り点検結果
- （3） 経営状況（必要に応じ保証事業会社等へ照会を行う。）
- （4） 信用状況（建設業法（昭和24年法律第100号）その他関係法令の違反の有無
- （5） その他必要な事項

5 財政課及び関係各課等は、前条に規定する事情聴取及び調査並びに工事費内訳書等により第3項の事情聴取及び第4項の調査結果を総合的に勘案し、契約の内容に適合した履行がされると認められるか否かを検討し、調査及び検討結果を審査会に報告し、その意見を求めなければならない。

（審査会の審査）

第7条 審査会は、第6条第5項により意見を求められたときは、審査を行うものとする。

（審査会の審査結果に基づく落札者の決定等）

第8条 審査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、直ちに最低入札者最低価格入札者を落札者に決定した旨を入札者全員に対して通知するものとする。

2 第6条に定める調査資料の提出がない場合又は審査会がその価格をもっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めた場合は、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。この場合で、次順位者が調査基準価格未滿の価格の入札者であったときは、第6条から本条本項までの規定を準用する。

3 次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者を落札者とせず、次順位者を落札者に決定した旨を入札者全員に対して通知するものとする。

(最低価格入札者との契約に係る措置)

第9条 契約担当者は、第8条第1項により契約を締結しようとする場合は、落札者に対し、適正な履行の確保のため、必要に応じて、重点的な監督や厳格な検査を実施するものとする。

(入札参加者への周知)

第10条 契約担当者は、入札参加者に対し、公告、指名通知等により調査基準価格を定めた旨を周知するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の水俣市建設工事低入札価格調査実施要綱は、施行日以降の一般競争入札に係る入札公告及び指名競争入札に係る指名通知（以下「入札公告等」という。）から適用するものとし、施行日前の入札公告等については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月18日）

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の水俣市建設工事低入札価格調査実施要綱は、施行日以降の一般競争入札に係る入札公告及び指名競争入札に係る指名通知（以下「入札公告等」という。）から適用するものとし、施行日前の入札公告等については、なお従前の例による。